

香川県条例第10号

香川県看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例

香川県看護学生修学資金貸付条例（昭和38年香川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この条例において「看護職員養成施設」とは、法に規定する文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所、<u>看護師養成所</u>若しくは准看護師養成所をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「看護職員」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）に規定する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。</p> <p>2 この条例において「看護職員養成施設」とは、法に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは厚生労働大臣の指定した保健師養成所、助産師養成所若しくは<u>看護師養成所</u>又は知事の指定した准看護師養成所をいう。</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。